

志免町校区外就学許可基準

	理由		具体的例	申請書類	許可期間	備考	
身体的理由	1	病弱,身体の障害等に関する理由	1	病弱、虚弱、肢体不自由等の身体的理由により遠距離の学校に通学することが困難であると客観的に認められる場合	指定学校変更申請書、診断書等疾病状況が確認できる書類	必要と認める期間	
教育的配慮	2	いじめ等による精神的な理由	1	いじめ、不登校等特別な事情があるため、引き続き現在の学校への就学が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすと認められる場合	指定学校変更申請書、学校長意見書	必要と認める期間	
		部活動による理由	2	指定学校に希望する部活動がない場合	指定学校変更申請書、部活動申立書	当該学年末までの期間	部活動への参加率が低い場合、退部した場合は許可を取り消します。
		特別支援学級未設置	3	町内の指定学校に特別支援学級がない場合	指定学校変更申請書、 特別支援学級での指導が必要な状況が確認できる書類	特別支援学級設置までの期間	
居住理由	3	年度途中の転居	1	小学5、6年生及び中学2、3年生	指定学校変更申請書	卒業までの期間※1	
		年度途中の転居	2	上記(小学5、6年生及び中学2、3年生)以外の場合	指定学校変更申請書	学年末までの期間	
		一時転居	3	住宅の改築等により、一時的に転居するが元の校区へ再転居することが確定している場合	指定学校変更申請書、事実が確認できる書類(家屋売買契約書、賃貸借契約書等で期間が明記されたもの)	学年末までを原則として、 建築等に要する期間※1	
		一時転居	4	自然災害等により一時居住する場合	指定学校変更申請書、事由を証明できるもの(罹災証明など)、	学年末までを原則として、 建築等に要する期間※1	
		事前就学	5	住居の新築、購入等により転居が確定しているため、あらかじめ転居予定地の学校へ通うため	指定学校変更申請書、事実が確認できる書類(家屋売買契約書、賃貸借契約書等で期間が明記されたもの)	学年末までを原則として、 建築等に要する期間※1	
家庭理由	4	社会的配慮	1	借金の取立てからの逃避やDV、家庭不和等特別な理由があり、住民票を異動できない場合	指定学校変更申請書、保護者からの申立書(任意様式) その他教育委員会が必要とする書類	理由解消までの期間	
その他	5	兄弟関係	1	指定学校の変更が認められた兄弟姉妹と同じ学校に通学することが特に必要と認められる場合	指定学校変更申請書	必要と認める期間※1	
		その他	2	特に教育的配慮を要すると認められる場合	指定学校変更申請書、学校長意見書、その他教育委員会が必要とする書類	必要と認める期間※1	

※1 基本的に許可期限は申請時の学年末までとする。翌年度も引き続き指定学校変更が必要な場合は、新規申請し、許可を受ける必要がある。(添付書類も提出)

※2 指定学校を変更する場合は、保護者による送迎など、児童生徒の通学時の安全が確保されることが前提である。